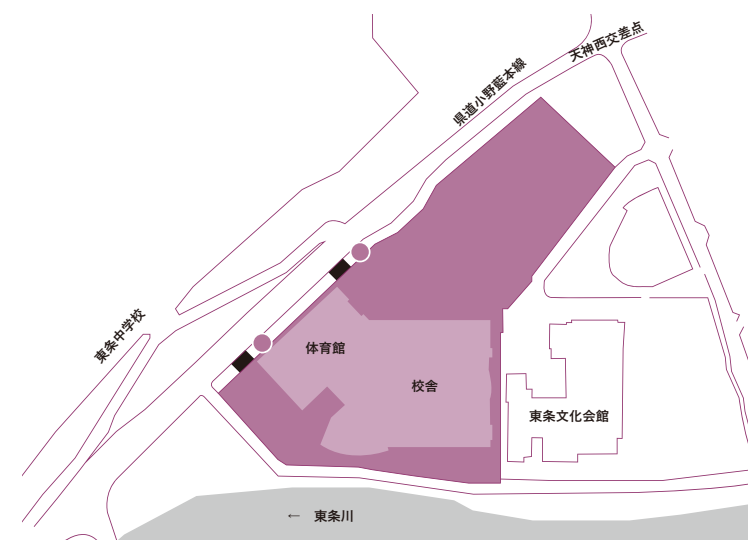


東条地域小中一貫校「東条学園」の 建設工事が始まりました



- 工事範囲
- 車両出入口
- 交通誘導員配置箇所

東条地域小中一貫校「東条学園」の建設工事に着手。7月17日には、工事の無事を祈り、安全祈願祭が行われました。

校舎の完成は、令和3年11月末頃を予定しています。完成後は校舎の使用に向けた準備を行い、令和4年1月から、新校舎の利用を予定しています。

工事中は、交通誘導員を配置し、安全に留意します。



☎こども未来部小中一貫教育推進室(庁舎4階)
担当:丸山真矢 ☎43-0562

中途失聴・難聴者とその支援者のための手話講習会

手話をやってみよう

ご自身が難聴になってから手話を学んだ石井加代子さんから、日常で役立つ簡単な手話を、楽しく学び、コミュニケーションの幅を広げませんか？
聞こえに不安のある方や、そのご家族、施設などで支援をしている方も、ぜひご参加ください。

※要約筆記(その場の話を文字にして伝える通訳)がつきます。

開催日 9月1日(火)、8日(火)、15日(火) ※全3回 **時間** 13時30分～15時30分
場所 社公民館 2階 研修室
講師 石井加代子さん(兵庫県難聴者福祉協会 ひょうご要約筆記講師の会)
受講料 無料 **定員** 20人 ※先着順
申込締切 8月18日(火) **申込方法** 持参、電話、FAX
申込書 社会福祉課、市ホームページ

☎健康福祉部社会福祉課(庁舎1階) 担当:山田美香子 ☎43-0070 FAX42-6862

ひとり親世帯 臨時特別給付金

ひとり親世帯を支援するために、臨時特別給付金を支給します。

check point!

給付金は、2種類！
①基本給付と、②追加給付です。

支給額 ①基本給付…1世帯5万円
※第2子以降1人につき3万円
②追加給付…1世帯5万円



基本給付 対象 次のA～Cのいずれかに該当する方

- A 令和2年6月分の児童扶養手当を受給したこと
- B 次の★に該当し、さらに㊦、または㊧のいずれかに該当すること
 - ★平成30年中の収入が児童扶養手当の支給制限限度額未満であること
 - ㊦ 公的年金等の受給により、令和2年6月分の児童扶養手当が全部支給停止となったこと
 - ㊧ 児童扶養手当を申請していれば、公的年金等の受給により、令和2年6月分の児童扶養手当が全部、または一部支給停止となったことが想定されること
- C 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、家計が急変し、急変後1年間の収入見込みが児童扶養手当の支給制限限度額未満であること

支給制限限度額

扶養親族等の数	収入額	扶養親族等の数	収入額
0人	3,114,000円	3人	4,600,000円
1人	3,650,000円	4人	5,075,000円
2人	4,125,000円	5人	5,550,000円

※扶養親族等が6人以上いる場合は、1人ごとに475,000円加算します。

追加給付 対象 次の①、②の両方を満たす方

- ① 基本給付の要件A、またはBに該当すること
- ② 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、家計が急変し、収入が減少していること

－ 手続きについて －

- 基本給付の要件Aに該当する方→基本給付の受給については、申請不要です。
追加給付の受給については、申請が必要です。
※現況届提出時に申請してください。
- それ以外の方→基本給付、追加給付ともに申請が必要です。
※申請に関する詳細は、福祉総務課にお問い合わせください。
- 申請期間** 8月3日(月)～令和3年2月26日(金) **申請先** 福祉総務課
- 支給予定日** ■ 基本給付の要件Aに該当する方→令和2年8月26日(水)
■ それ以外の方→令和2年9月以降に随時支給します。

☎健康福祉部福祉総務課(庁舎1階) 担当:藤井智華子 ☎43-0408